

俱知安町水防計画

〈令和元年 7 月策定〉

俱知安町防災会議

＜倶知安町水防計画＞

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 目的及び計画の位置付け.....	1
第2節 用語の定義.....	2
第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第4節 指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領（水防計画の変更及び公表）.....	9
第2章 予報及び警報等.....	10
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等.....	10
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等.....	10
第3節 水防警報.....	14
第4節 水位情報の通知及び周知.....	16
第3章 雨量・水位等の情報収集及び公表.....	18
第1節 水位等の通報・公表.....	18
第2節 水防管理者等の情報収集.....	20
第4章 ダム・水門等の操作.....	21
第1節 ダム操作.....	21
第2節 ダム情報系統図.....	21
第3節 水門等の操作.....	22
第5章 通信連絡.....	23
第1節 水防通信網の確保.....	23
第2節 「災害時優先通信」の利用.....	23
第3節 電気通信設備の優先利用等.....	24
第4節 通信連絡系統図.....	24
第6章 水防施設及び輸送.....	25
第1節 水防倉庫及び水防資器材.....	25
第2節 輸送の確保.....	26
第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所.....	27
第1節 巡視及び警戒.....	27
第2節 重要水防箇所.....	28
第8章 水防組織.....	29
第1節 水防管理団体の水防組織.....	29
第9章 水防活動.....	31
第1節 水防管理団体の非常配備体制.....	31
第2節 警戒区域.....	32
第3節 水防作業及び緊急通行.....	32
第4節 避難のための立退き.....	33
第5節 決壊・越水等の通報.....	33

第6節	水防解除	34
第10章	協力及び応援	35
第1節	河川管理者の協力	35
第2節	水防管理団体相互間の応援	35
第3節	警察官の援助の要求	35
第4節	自衛隊の災害派遣の要請の要求	36
第5節	気象台との連携	36
第6節	企業（地元建設業等）との連携	36
第7節	住民、自主防災組織等との連携	36
第11章	水防信号、水防標識及び身分証票	37
第1節	水防信号	37
第2節	水防標識	37
第3節	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	38
第12章	費用負担と公用負担	39
第1節	費用負担	39
第2節	公用負担	39
第13章	水防報告	42
第14章	水防訓練	44
第15章	災害補償等	44
第16章	退職報償金	44
第17章	水防協力団体	45
第18章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	46

第1章 総則

第1節 目的及び計画の位置付け

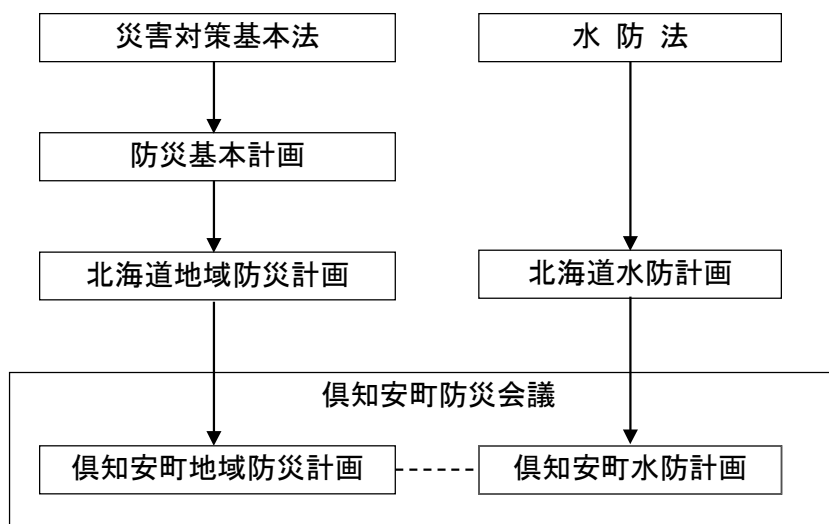
1 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、倶知安町（以下、町という。）の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

2 計画の位置付け

「倶知安町水防計画」は、水防法に基づいて、水防法および北海道水防計画にのっとり定められており、これら法と上位水防計画との整合性を有する。

本計画は、町における災害対策のうち、「水防」に関する事項についての計画であり、堤防の決壊等による洪水の他、近年の水害の状況を考慮し、マンホールからの溢水等の内水氾濫による水害についても適用する。



第2節 用語の定義

本計画で使用する主な水防用語の意義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。町は、法第4条に基づく指定水防管理団体に指定されている。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。町では、町長が水防管理者に当たる。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。町では、羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署及び倶知安消防団がこれに当たる。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防署長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。町では、羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署長がこれに当たる。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。町では、水防団を置かず、倶知安消防団が各分担区域の水防活動を行う。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

8 水防協力団体

法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。町では、該当する洪水予報河川の区間は存在しない。

10 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。町では、尻別川及び倶登山川において、知事が指定した区間が存在する。

1.1 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第13条）。町では、尻別川及び倶登山川において、知事が指定した水位周知区間が存在する。

1.2 水位周知下水道

知事又は町長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等、知事又は町長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水はん濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。町では、水位周知下水道を指定していない。

1.3 水防団待機水位（通報水位）

洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

1.4 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣及び知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

1.5 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。町長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安となる水位である。

1.6 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安、町民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）。

1.7 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び法第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位である。氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

1.8 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

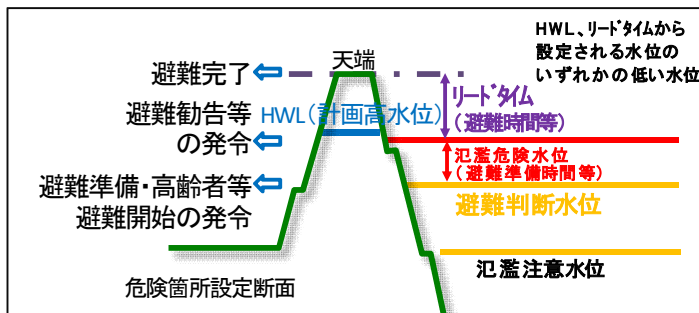
1.9 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した個所など、洪水時に堤防が決壊する恐れが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

2.0 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。町では、水位周知河川である尻別川及

び俱登山川について、洪水浸水想定区域が指定され公表されている。



水位	避難行動及び水防活動の目安
天端	◆避難完了
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	◆避難勧告等発令の目安
避難判断水位	◆避難準備・高齢者等避難開始発令 ◆水防団指示の目安
氾濫注意水位 (警戒水位)	◆水防団出動の目安
水防団待機水位 (通報水位)	◆水防団待機の目安

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

(1) 町の水防責任

町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する。(法第3条)。

(2) 北海道(以下、道という)の水防責任

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 道(後志総合振興局、小樽建設管理部)

ア 指定水防管理団体の指定(法第4条)

イ 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)

ウ 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)

エ 気象予報及び警報の伝達(法第10条第3項)

オ 洪水予報の発表及び通知(法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4)

カ 水位の通報及び公表(法第12条)

キ 水位周知河川の到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項)

ク 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条第1項、第2項及び第3項)

ケ 水防警報の発表及び通知(法第16条第1項、第3項及び第4項)

コ 避難のための立退きの指示(法第29条)

サ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)

シ 水防に関する勧告及び助言(法第48条)

(2) 水防管理団体（倶知安町）

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- キ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ク 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ケ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- コ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- サ 警戒区域の設定（法第21条）
- シ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ス 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防署長への応援要請（法第23条）
- セ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ソ 公務負担（法第28条）
- タ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- チ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ツ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- テ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ト 水防協議会の設置（法第34条）
- ナ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ニ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ヌ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ネ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ノ 消防事務との調整（法第50条）

(3) 指定水防管理団体（倶知安町）

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

- ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- イ 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第33条第1項、第2項及び第3項）
- ウ 毎年の水防訓練の実施（法第32条第2項）

(4) 倶知安町防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

(5) 国土交通省（北海道開発局、小樽開発建設部）

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- イ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ウ 特定緊急水防活動（法第32条）
- エ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- オ 道及び水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(6) 河川管理者

- ア 町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(7) 気象庁（札幌管区气象台）

- ア 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

- (8) 量水標管理者
 - ア 水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）
- (9) 居住者等
 - ア 水防活動への従事（法第24条）
 - イ 水防通信への協力（法第27条）
- (10) 水防協力団体の義務
 - ア 決壊の通報（法第25条）
 - イ 決壊後の処置（法第26条）
 - ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - エ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

3 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、水防管理団体の長は、水防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

【水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動には、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。など

第4節 指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領（水防計画の変更及び公表）

1 指定水防管理団体の水防計画（水防計画の変更）

法第33条第1項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、北海道水防計画を踏まえ、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

法第33条第2項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を変更しようとするときは、あらかじめ、倶知安町防災会議に諮るとともに、水防計画を変更したときは知事に届け出なければならない。

2 水防計画の公表

法第33条第3項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第2章 予報及び警報等

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 〔法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署 (札幌管区气象台)	一般向け注意報及び警報 の発表をもって代える
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・ 解除	北海道 (小樽建設管理部)	指定河川地域の水防管理 団体に水防活動を行う必 要があることを警告して 発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

ア 倶知安町の府県予報区等

項目	区域
府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	後志地方
二次細分区域	倶知安町
市町村等をまとめた地域	羊蹄山麓

イ 大雨の特別警報発表基準

現象の種類	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

※1 気象庁では、降水量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断し発表する。

※2 倶知安町における雨に関する50年に一度の値の指標は、以下のとおりである。

48時間降水量：195mm、3時間降水量：76mm、土壌雨量指数：150

注) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する必要がある。

ウ 大雨及び洪水警報発表基準

発表の種類		発表基準
大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	11
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	135
洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=44.6、硫黄川流域=7 倶登山川流域=16.2

エ 大雨及び洪水注意報発表基準

発表の種類		発表基準
大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	6
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	83
洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=35.6、硫黄川流域=5.6 倶登山川流域=12.9

オ 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

発表の種類		発表基準
記録的短時間 大雨情報	1時間雨量	80mm

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 地方情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や町民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報である。

(2) 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報である。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表する情報である。

(4) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」の発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町が避難勧告等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、北海道と札幌管区気象台が共同で発表する防災情報である。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地滑り等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）としている。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報である。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

以上の各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

ア 台風に関する気象情報

イ 大雨に関する気象情報

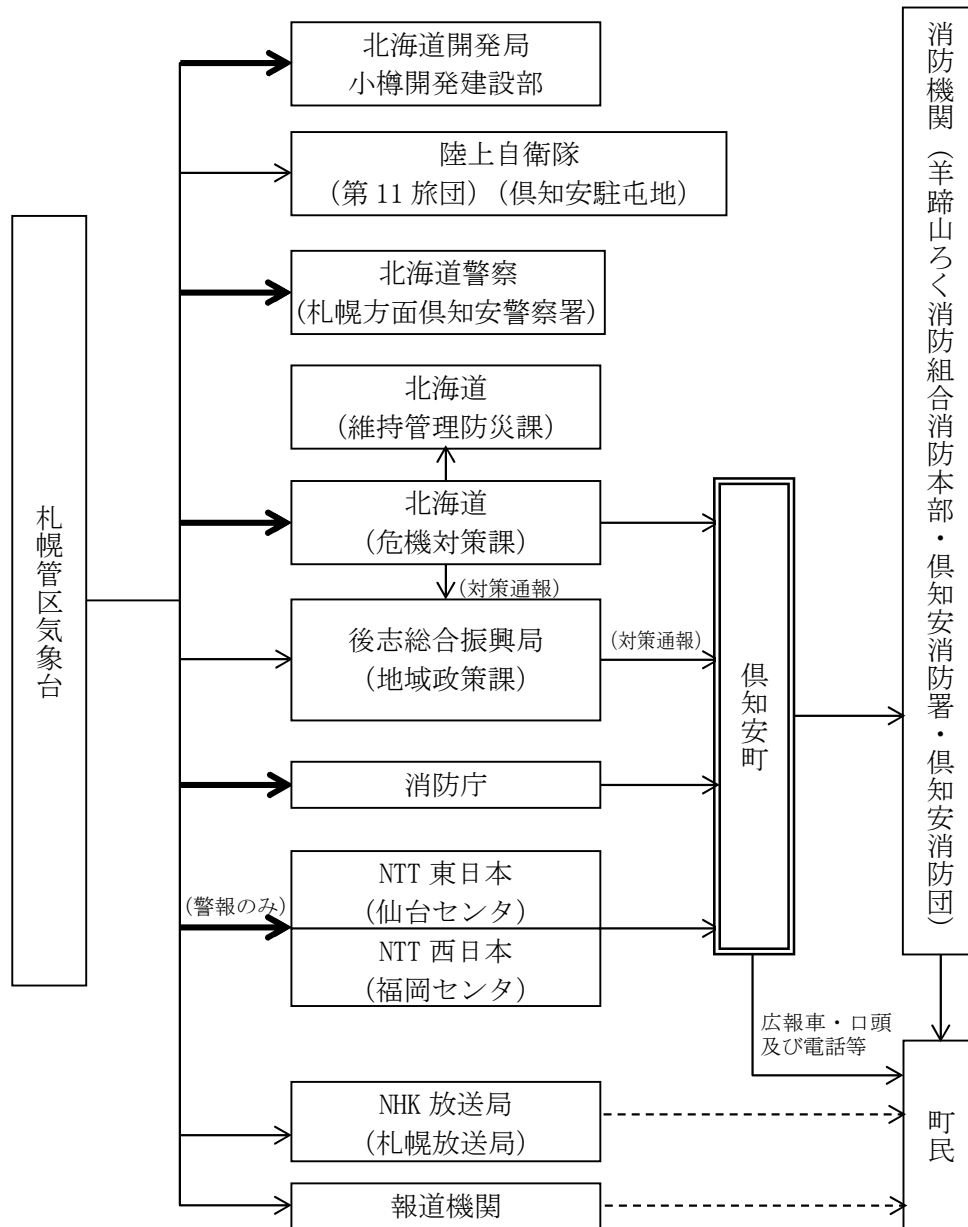
ウ 記録的短時間大雨情報

エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

3 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

町は、気象業務法第15条の規定に基づき、道より札幌管区気象台からの法第10条第1項及び気象業務法第14条の2の規定による気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けた場合、下記の伝達系統図に基づき、水防活動の利用に適合する予報及び警報を町民に伝達するものとする。

なお、気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、消防庁及び道には気象情報伝送処理システム（「アデス」という）、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（町長）へ通知されるとともに、NTT東日本・西日本から警報事項が町に通知される。



(注: → は法定伝達経路、-----> は放送又は無線)

第3節 水防警報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、知事が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

ア 河川における水防警報

種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 知事が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

指定河川		基準水位観測所	水防警報区	実施機関
水系名	河川名	名称		
尻別川	尻別川	倶知安(局)	左岸：虻田郡倶知安町字豊岡529番地地先の中野橋下流端～ 虻田郡倶知安町字高砂179番地1地先 右岸：虻田郡京極町字北岡27番地1地先の中野橋下流端～ 虻田郡倶知安町字山田221番地1地先	後志総合振興局 小樽建設管理部
	倶登山川	倶登山川	左岸：虻田郡倶知安町字琴平130番地6地先の倶登山川橋下流端～ 尻別川との合流点 右岸：虻田郡倶知安町字峠下107番地18地先の倶登山川橋下流端～ 尻別川との合流点	

※北海道水防計画別表5より抜粋。

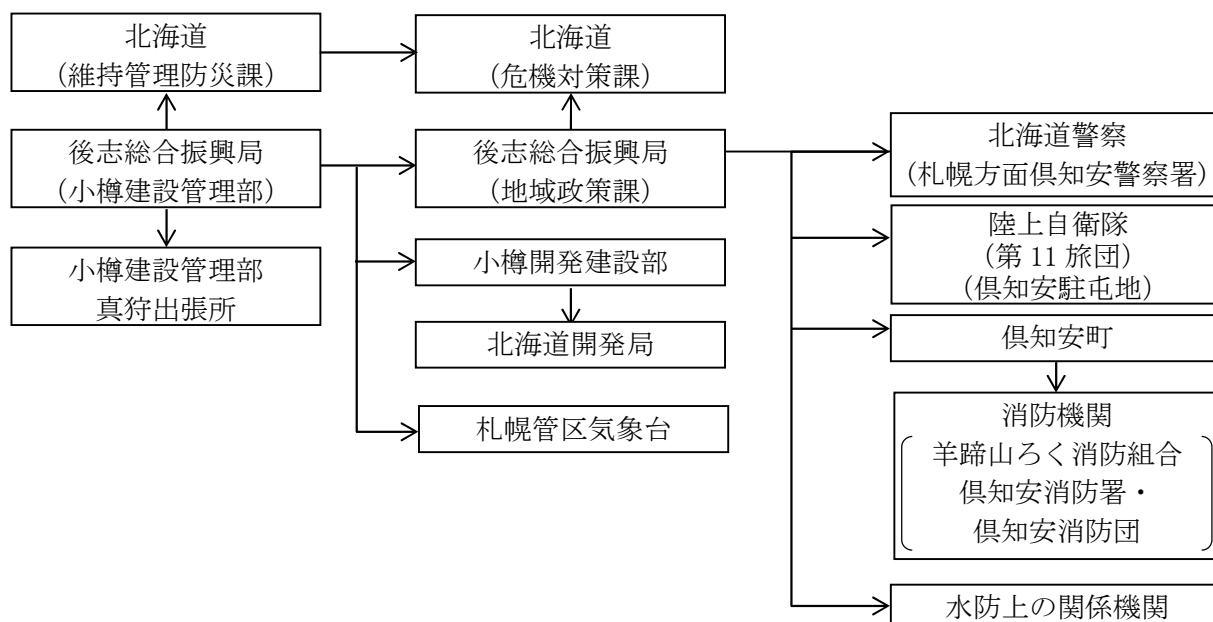
イ 水防警報の対象となる基準水位観測所

指定河川		基準水位観測所			水位			
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防警報(待機)	水防警報(準備)	水防警報(出動)	水防警報(指示)
尻別川	尻別川	倶知安(局)	海から62.0km	虻田郡倶知安町高砂	169.92	170.38	171.79	172.04
	倶登山川	倶登山川	尻別川への合流点から2.4km	虻田郡倶知安町北4条西4丁目地先河川敷	172.57	173.02	174.34	174.64

※北海道水防計画別表5より抜粋。

(2) 伝達系統図

知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



第4節 水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をしたときは、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

1 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 水位周知河川

法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 水位到達情報の通知を行う河川、区域及び実施機関

指定河川		基準水位観測所	水防警報区	実施機関
水系名	河川名	名称		
尻別川	尻別川	倶知安(局)	左岸：虻田郡倶知安町字豊岡529番地地先の中野橋下流端～ 虻田郡倶知安町字高砂179番地1地先 右岸：虻田郡京極町字北岡27番地1地先の中野橋下流端～ 虻田郡倶知安町字山田221番地1地先	後志総合振興局 小樽建設管理部
	倶登山川	倶登山川	左岸：虻田郡倶知安町字琴平130番地6地先の倶登山川橋下流端～ 尻別川との合流点 右岸：虻田郡倶知安町字峠下107番地18地先の倶登山川橋下流端～ 尻別川との合流点	

※北海道水防計画別表5より抜粋。

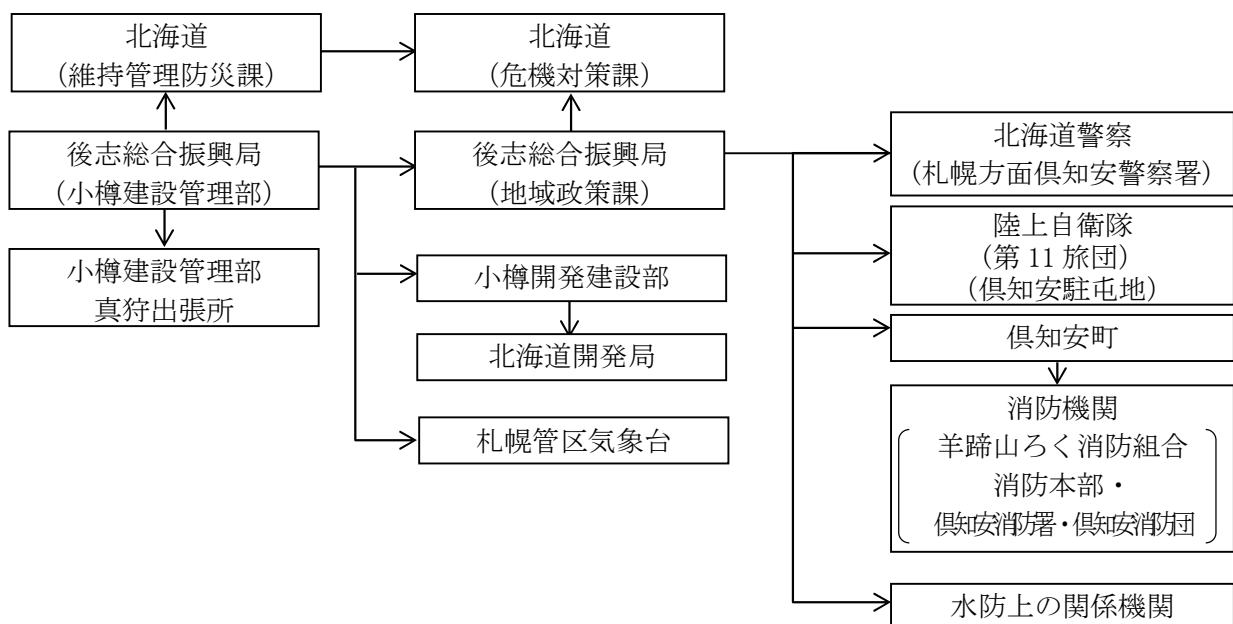
イ 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

指定河川		基準水位観測所			水位				
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高 水位
尻別川	尻別川	倶知安(局)	海から 62.0km	虻田郡倶知安町高砂	169.46	170.38	171.79	172.04	172.62
	倶登山川	倶登山川	尻別川への合流点から2.4km	虻田郡倶知安町北4条西4丁目地先河川敷	172.11	173.02	174.34	174.64	176.04

※北海道水防計画別表5より抜粋。

(2) 水位情報の伝達系統

知事が行う水位情報の伝達系統図は、次のとおりである。



第3章 雨量・水位等の情報収集及び公表

第1節 水位等の通報・公表

1 雨量・水位の観測所

町に関係する国土交通省及び知事が管理する主要な水位及び雨量の観測所、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）等は、次のとおりである。

(1) 国で管理する雨量観測所

観測所	水系名	河川名	所管	観測所所在地
倶知安 (気象)	尻別川	その他	札幌管区气象台	虹田郡倶知安町南1条東3丁目 (倶知安特別地域気象観測所)
倶知安峠 (道路)	尻別川	倶登山川	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町字峠下237-1
倶知安道路 (道路)	尻別川	倶登山川	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町北7条東1丁目 (倶知安開発事務所構内)
七線	尻別川	ポイントサン川	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町字大和 (ポイントサン川・旭橋から上流約650m)

※川の防災情報より抜粋。

(2) 北海道で管理する雨量・水位観測所

ア 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	観測所所在地
高見	尻別川	倶登山川	虹田倶知安町高見289番地1地先河川敷

※川の防災情報及び北海道水防計画別表6より抜粋。

イ 水位観測所

指定河川		基準水位観測所			水位				
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高 水位
尻別川	尻別川	倶知安 (局)	海から 62.0km	虹田郡倶知安町高砂	169.46	170.38	171.79	172.04	172.62
	倶登山川	倶登山川	尻別川へ の合流点 から2.4 km	虹田郡倶知安町北4 条西4丁目地先河川 敷	172.11	173.02	174.34	174.64	176.04

※北海道水防計画別表5より抜粋。

2 障害時の水位・雨量の情報収集

水防管理者は、北海道開発局及び道が所管する観測所の水位及び雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値が掲載されないときは、別図の水位等情報収集系統図に基づき、電話、防災行政無線、ファクシミリ又は電子メール等により通報される情報を収集するものとする。

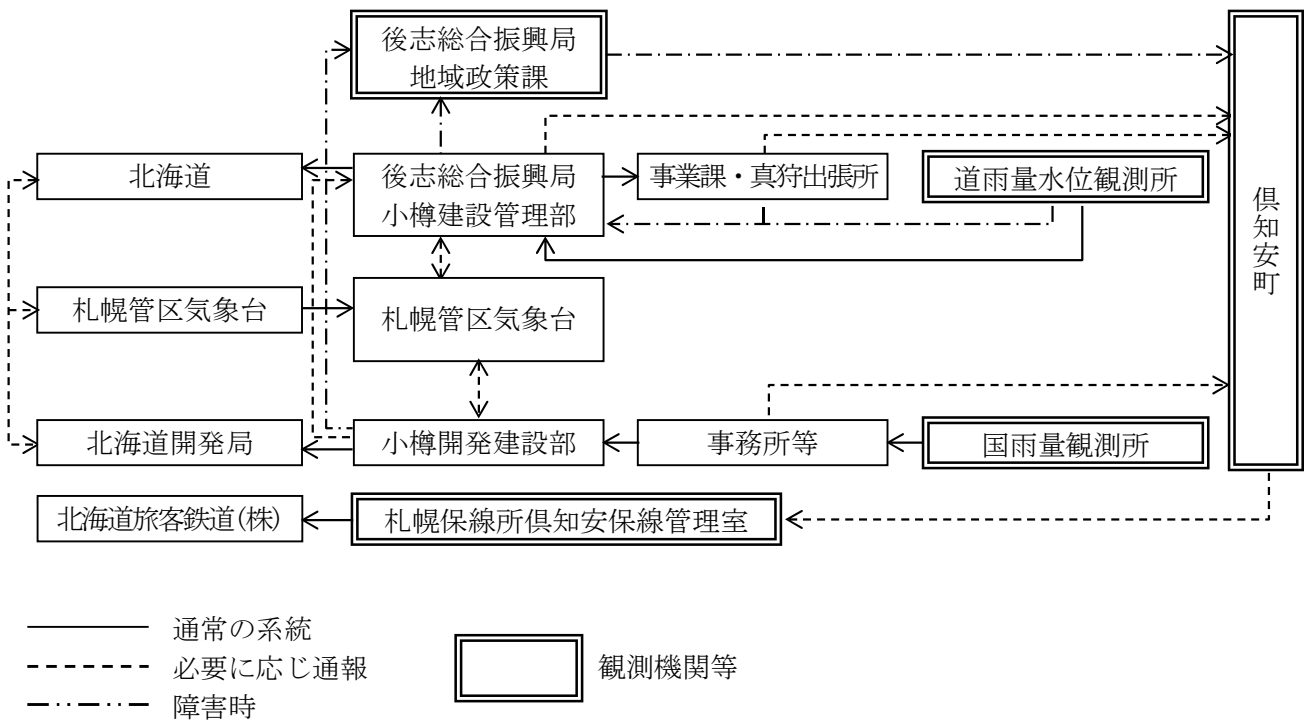
(1) 水位

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(2) 雨量

- ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

3 水位等情報収集系統図



第2節 水防管理者等の情報収集

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、解析雨量

(注) ※貸与されたID・パスワードにより利用

(2) 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、 道路情報、河川情報、 メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、 レーダー・ナウキャスト

第4章 ダム・水門等の操作

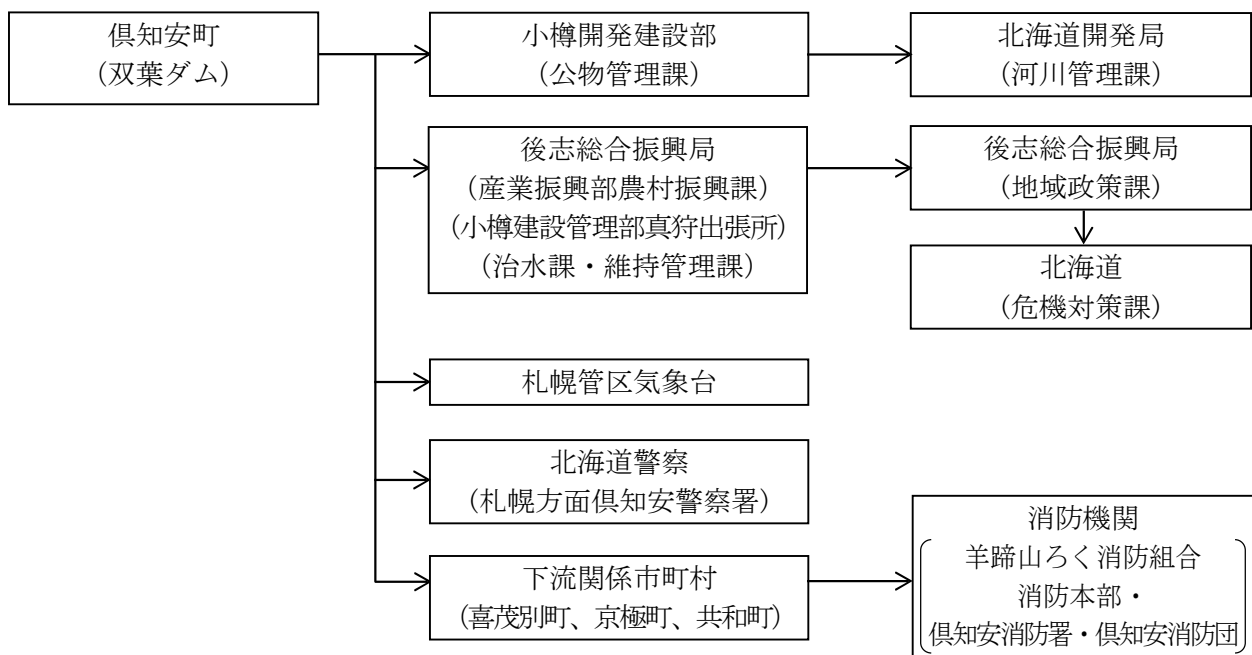
第1節 ダム操作

- 1 町管理ダムの管理者（町長）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則（双葉ダム管理規則：平成28年倶知安町規則第21号）等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第14条）。
- 2 利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第47条）。
- 3 ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- 4 ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- 5 河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。
 - (1) 予備放流の指示
 - (2) 貯留制限の指示
 - (3) 洪水調節の指示
 - (4) 解除の指示

第2節 ダム情報系統図

1 町管理ダム

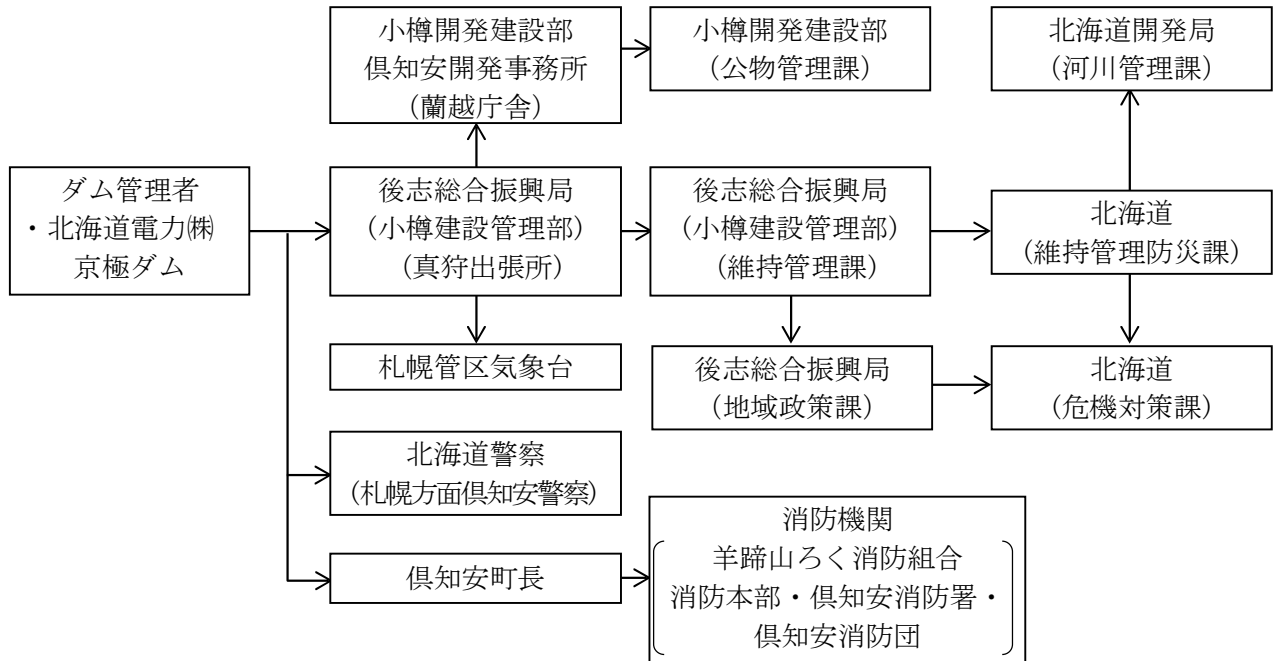
町管理ダムの情報系統図は次のとおりである。



※関係機関は双葉ダム管理規則別表第1を参照。

2 利水ダム

利水ダム（道許可）の情報系統図は次のとおりである。



第3節 水門等の操作

1 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

3 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第5章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 北海道の通信連絡

道の通信連絡は、基幹通信網である北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）及び公衆電気通信設備により行うものとする。

3 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

4 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2節 「災害時優先通信」の利用

1 災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号第8条第1項）に基づき災害時優先通信を利用することができる。

2 災害時優先通信の申込方

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

なお、非常電話、緊急通話のできる機関の連絡先は以下のとおりである。

（平成31年2月28日現在）

機 関 名	非常通話 加入番号	機 関 名	非常通話 加入番号
倶知安特別地域気象観測所（管区気象台へ転送）	22-1050	JR北海道倶知安駅	22-1312
後志総合振興局	23-1345	北海道電力株式会社 送配電カンパニー倶知安 ネットワークセンター	22-0070
倶知安町役場	23-2005 23-2006		
羊蹄山ろく消防組合 消防本部	22-2822		
羊蹄山ろく消防組合 倶知安消防署	22-0869		
小樽開発建設部 倶知安開発事務所	22-0132		
倶知安警察署	22-0110		
陸上自衛隊 倶知安駐屯地	22-1197		

※資料編の非常電話、緊急通話のできる機関より水防に係る機関を抜粋。

第3節 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部通信施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- 4 北海道電力株式会社通信施設
- 5 北海道開発局通信施設
- 6 第一管区海上保安本部通信施設
- 7 自衛隊通信施設

第4節 通信連絡系統図

緊急時に関係機関との通信が必要となった場合は、該当する系統図で連絡を行う。

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

また、施設管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

(1) 水防倉庫所在地

倶知安町北6条東9丁目 旧東陵中学校（旧技士室（資機材）及び東側庇（土のう及び予備土））

(2) 水防資器材

（平成31年2月28日）

	項目	単位	数量	備考
水防用資材	麻袋・土のう袋類	(袋)	1,000	
	ビニールシート・布シート（蓆）	(枚)	9	7.2m×9m
	ロープ（縄）	(kg)		
	鉄線	(kg)		
	丸太	(本)		
	木杭・鉄杭	(本)		
	ビニールパイプ（竹樋・木樋）	(本)		
	竹	(本)		
	蛇籠	(本)		
	かすがい	(本)		
	畳	(枚)		
	予備土	(m ³)	3	
	詰め石用石	(m ³)		
	土のう	(袋)	300	作成済
	トンパック	(袋)	40	通称：フレコン
	かます	(袋)		
水防用器材	掛矢	(丁)	2	
	のこぎり	(丁)	3	
	ツルハシ	(丁)	7	
	スコップ	(丁)	44	剣先
	鉋	(丁)		
	ペンチ	(丁)	2	
	鎌	(丁)	7	
	おの	(丁)	2	
	ハンマー	(丁)	2	
	一輪車	(台)		
	たこづち	(丁)		
	はしご	(脚)		
	モッコ	(組)		
	照明器具	(台)		
基準外	工具箱	(箱)		標準工具セット入

※北海道水防計画別表15より抜粋。

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

3 道の水防資器材（道有水防資器材の払出し）

水防管理者は、水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫（防災資器材備蓄センター）を管理する後志総合振興局長に道有水防倉庫の水防資器材の払出しを申請することができるものとする。

後志総合振興局長は、次の各号に該当する場合には、道有水防倉庫の水防資器材を払い出すことができる。

- (1) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、町長又は消防機関の長から使用の要請があったとき。
- (2) 隣接総合振興局長から使用の要請があったとき。
- (3) その他後志総合振興局長が必要と認めたとき。

第2節 輸送の確保

1 輸送路線の確保

後志総合振興局長及び小樽開発建設部長は、非常の場合における消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、倶知安警察署、町その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

2 水防管理者の措置

水防管理者は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、倶知安町地域防災計画 第3章第3項「輸送対策」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

1 河川等の巡視

法第9条の規定により、水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めらるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 非常警戒

水防管理者、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域内の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに後志総合振興局長等の河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他構築物と取付部分の異常
- (7) ため池については、次の事項に注意するものとする。

- ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
- イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
- ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
- エ 流入水及び浮遊物の状況
- オ 周辺の地滑り等の崩落状況

第2節 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

1 道管理重要水防箇所

道管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、以下のとおりである。

No.	水系名	河川名	市町村名	右岸 左岸	起点位置(km)			終点位置(km)			重要水防 区域延長 (km)	重要度	築堤	備考
					地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
56	尻別川	尻別川	倶知安町	左岸	富士見	(町)富士見橋から0.65km下流	39.20	富士見	(町)富士見橋から1.65km上流	41.50	2.30	B	有	樋門
57	尻別川	尻別川	倶知安町	右岸	高砂	(国)倶知安橋	37.10	富士見	(町)富士見橋	39.85	2.75	A	無	樋門 重点監視区間
63	尻別川	倶登山川	倶知安町	左岸	岩尾別	尻別川との合流点	0.00	富士見	(町)クトサン橋から0.60km上流	2.90	2.90	B	有	樋門
64	尻別川	倶登山川	倶知安町	右岸	岩尾別	尻別川との合流点	0.00	富士見	(町)クトサン橋から0.30km上流	2.60	2.60	A	無	樋門

※北海道水防計画別冊重要水防箇所・知事管理区間より抜粋。

第8章 水防組織

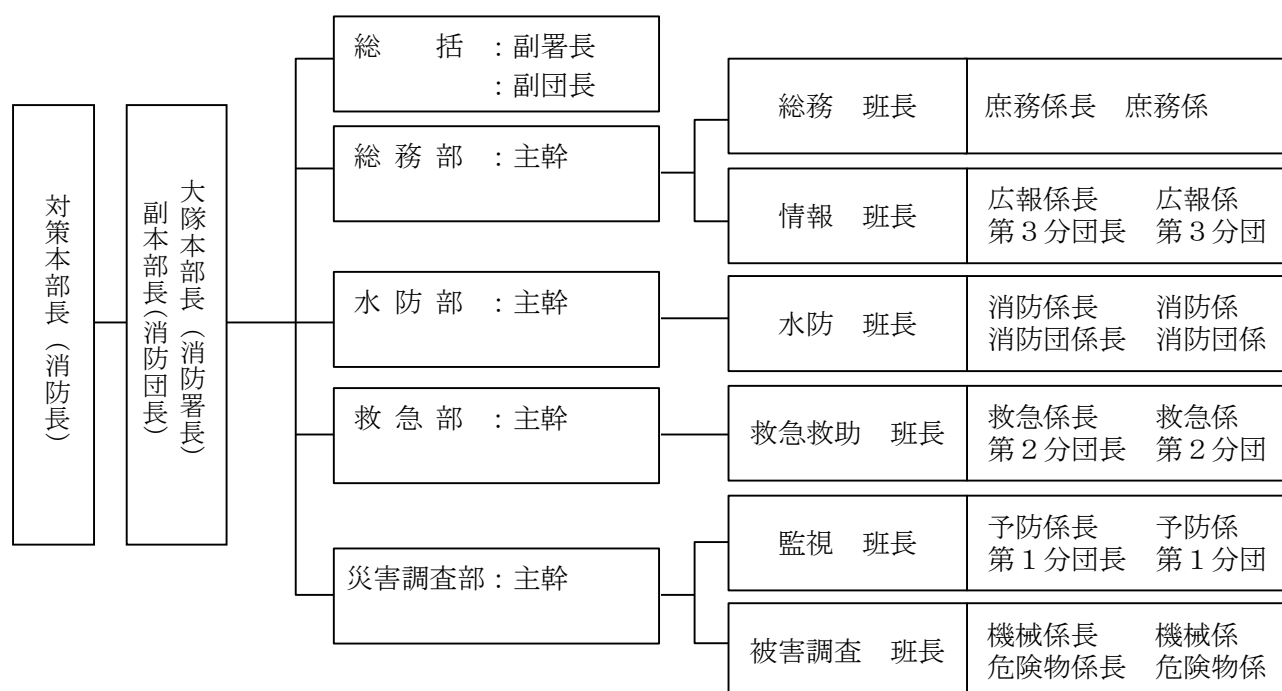
第1節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体は、その区域内の河川で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防団又は消防機関を組織しておくものとする。

法第5条第2項の規定により、指定水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合は、水防団を置くものとする。

水防に関する組織と業務分担、消防機関の組織は次のとおりである。なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

1 水防の組織図

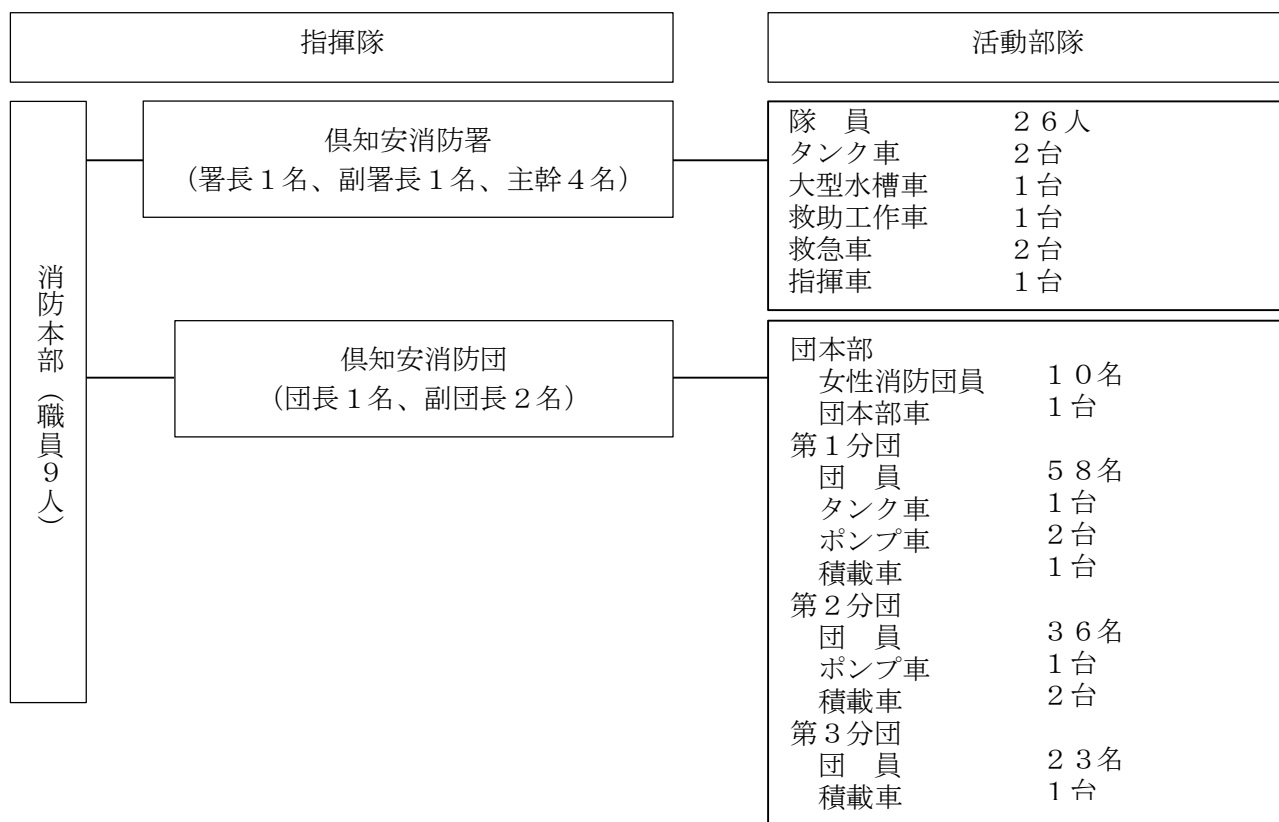


2 水防の業務分担

班名	業務分担
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 水防事務の総括に関する事 各班との連絡調整に関する事 水防に関する諸報告に関する事
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 予警報等の受理及び伝達、住民周知に関する事 雨量、水位等の通知の受理及び伝達に関する事
水防班	<ul style="list-style-type: none"> 水防作業及び水防工法に関する事 水防用資機材に関する事
救急救助班	<ul style="list-style-type: none"> 救急に関する事 救助に関する事
監視班	<ul style="list-style-type: none"> 重要水防区域の非常警戒、監視に関する事 危険箇所の警戒、被災箇所の応急対策に関する事
被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査に関する事

3 消防機関の組織

消防機関の組織は、次のとおりである。



第9章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備体制

水防管理者は、水防管理団体の非常配備体制を整備しておくものとする。

水防管理団体は、気象等の状況、水防警報その他諸種の状況を判断して非常配備につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。また、水防管理団体は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

町職員の非常配備体制は、俱知安町地域防災計画 第3章 第1節「応急活動体制の確立」に定めるところに準じ、以下のとおりとする。

【災害対策本部設置前の配備体制】

体制区分	対策部（班）	配備基準	主な対応内容
第1 非常配備	総務（庶務） 建設（土木） ※経済（農林） ※教育（学校） ※住民（民生）	1 気象注意報、警報等が発表され配備が必要なとき 2 その他、災害が発生するおそれがあるとき	1 災害情報および被害情報の収集・伝達 2 パトロールおよび警戒 3 災害予防措置 4 次の配備体制への移行準備

※必要に応じて配備する。

【災害対策本部設置後の配備体制】

体制	対策部（班）	配備基準	主な対応内容
第2 非常配備 発令者：町長 （本部長）	総務 建設 住民 経済 水道 ※教育（学校）	1 風水害等により局地的に災害の発生が予想される場合または発生したとき 2 その他、町長が必要と認めるとき	1 パトロールおよび警戒 2 被害の把握と公表 3 応急措置 4 避難勧告等 5 避難所の開設と運営 6 必要に応じた応援要請 7 次の配備体制への移行準備
第3 非常配備 発令者：町長 （本部長）	全部	1 風水害等により広域にわたる災害の発生が予想される場合または特に被害が甚大であると予想される とき 2 その他、町長が必要と認めるとき	1 パトロール、避難勧告 2 迅速な応援要請 3 救助救出、医療救護 4 避難所の開設と運営 5 応急復旧 6 その他住民の生命の安全のため必要な応急対策

※必要に応じて配備する。

1 水防団及び消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

(1) 出動準備

水防管理者は次の場合、水防団及び消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

- ア 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想されるとき。
- イ 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ウ 河川の水位が水防団待機水位に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測される時。
- エ その他気象状況等により洪水の危険が予想される時。
- オ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに水防団及び消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- イ 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、危険を予知したとき。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

第2節 警戒区域

1 警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、水防団長、水防団又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 水防作業及び緊急通行

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか倶知安町地域防災計画第3章第3節「避難・救助・医療」の定めるところによる。

- 1 法第29条の規定により、洪水に伴う氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- 2 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するものとする。解除した場合も同様とする。

- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第5節 決壊・越水等の通報

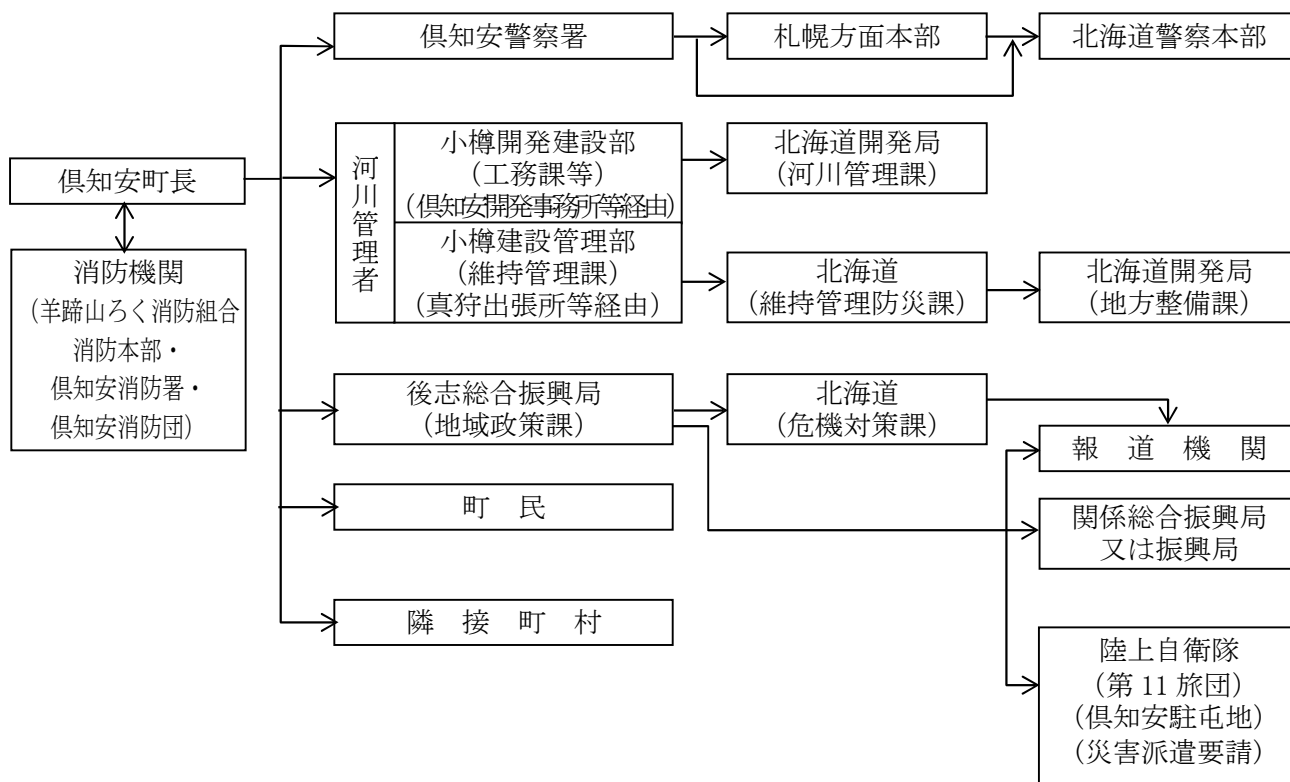
1 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに町民、関係機関及び隣接町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

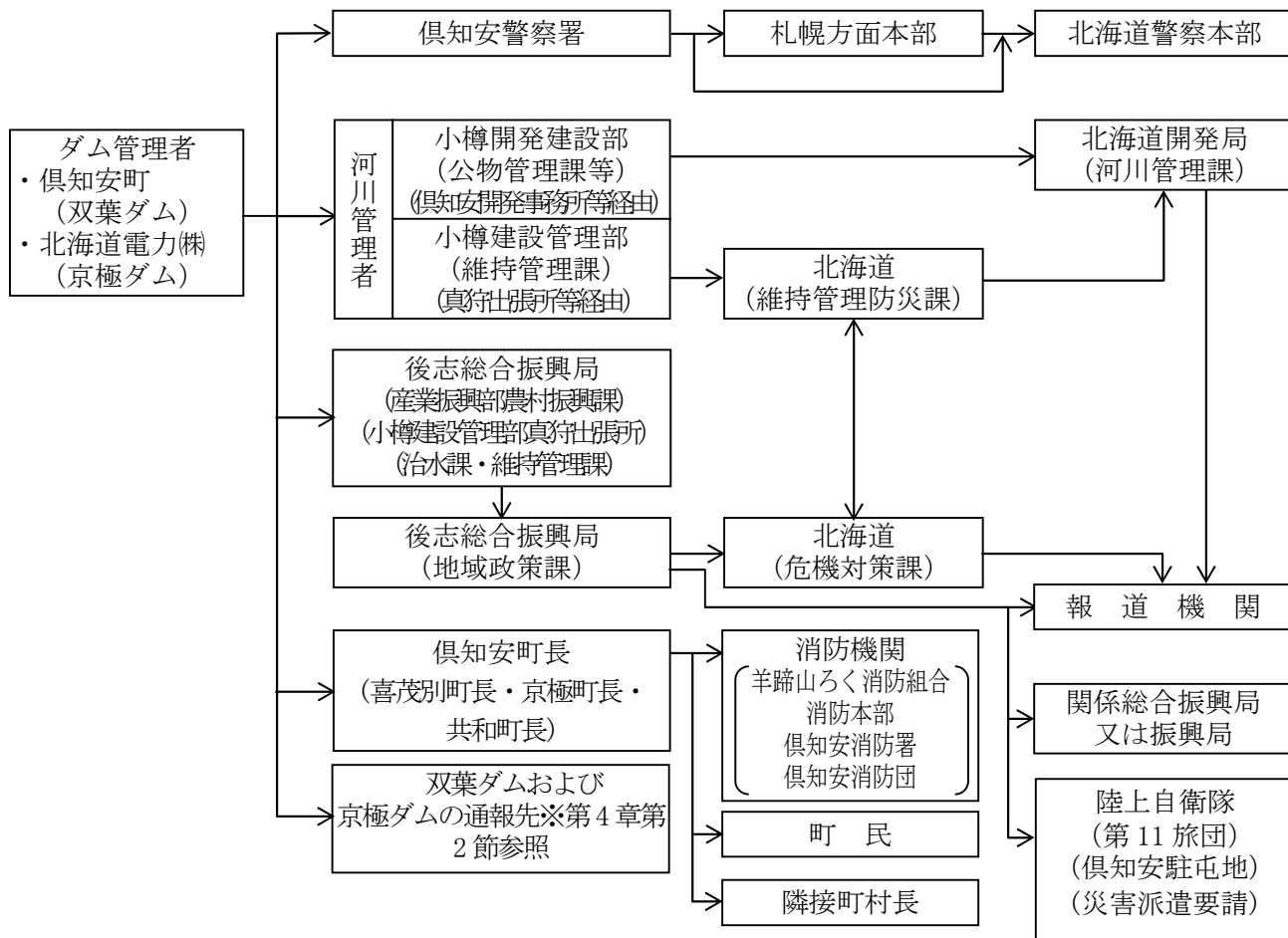
堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



4 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第6節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第10章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 北海道開発局長の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 知事の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供（ホットラインなど）
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

第2節 水防管理団体相互間の応援

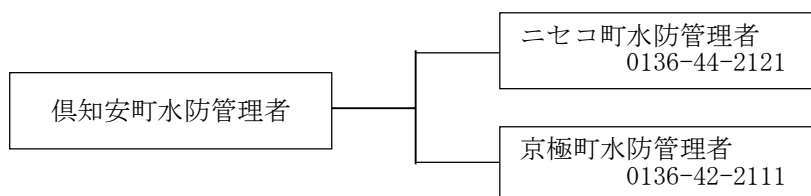
法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防署長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防署長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

法第23条第2項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

【近隣町村水防管理団体の応援】



第3節 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者等は、水防のため必要があると認めるときは、小樽警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、俱知安町地域防災計画第3章第4節「自衛隊派遣要請」に定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法
- 6 その他参考となるべき事項

第5節 気象台との連携

町は、気象状況について、地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して〇〇と協定を締結している。協定書は資料編に添付のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(表)	(裏)
<div style="text-align: center;">第 号</div> <div style="text-align: center;">水防活動委任証</div> <div style="margin-top: 20px;">所 属 住 所</div> <div style="margin-top: 20px;">上記の者は、水防活動の委任を受けたものであり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。</div> <div style="margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">俱知安町長 印</div>	<div style="text-align: center;">注 意</div> <div style="margin-top: 10px;">(1) 本証は水防管理者（俱知安町）から水防活動の委任を受けたものであることの身分証明書である。</div> <div style="margin-top: 10px;">(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</div> <div style="margin-top: 10px;">(3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</div>

縦9cm
横6cm

第7節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、町民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 1 章 水防信号、水防標識及び身分証票

第 1 節 水防信号

法第 2 0 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- 1 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

【水防信号】

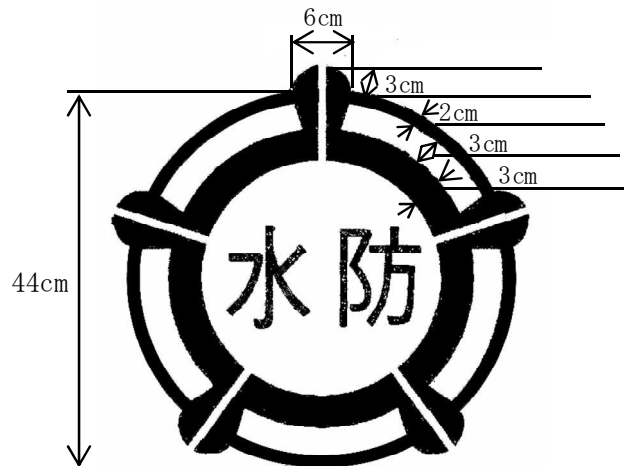
方法区分	警 鐘 信 号	サイレン信号							
第 1 信号	○休止○休止○休止	5 秒	15 秒	5 秒	15 秒	5 秒	15 秒	5 秒	15 秒
		○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒
		○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10 秒	5 秒	10 秒	5 秒	10 秒	5 秒	10 秒	5 秒
		○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止	-○-休 止
第 4 信号	乱 打	約 1 分	5 秒	1 分					
		○-休 止	-○-						

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 2 節 水防標識

法第 1 8 条の規定により、水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

【標 旗】



第 3 節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 町の職員及び消防機関の身分証票

法第 4 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は次のとおりである。

(表)

第 号
水防立入検査員証
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、水防法第 4 9 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。
年 月 日
倶知安町長
印

縦 9 c m
横 6 c m

(裏)

水防法 (抜粋)
第 49 条
1 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
注 意
(1) 本証は水防法第 4 9 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があつたときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失つたときは速やかに返還すること。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける町の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

法第28条第1項、第2項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は法第28条第3項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、別記様式 1 に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(別記様式 1)

第 号
公用負担権限委任証
住 所
職 名
氏 名
上記の者に、 区域における水防 法第 2 8 条第 1 項の権限行使について委任 したことを証明する。
年 月 日
水防管理者
印

縦 9 c m

横 6 c m

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の別記様式 2 に定める公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(別記様式 2)

第 号	公用負担命令票
	住 所 氏 名
水防法第 2 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名称	
(3) 種類 (又は内容)	
(4) 数量	
2 負担内容	
(使用、収用、処分について詳記すること)	
年 月 日	命令者 職 氏 名 印

(日本工業規格A4判)

4 損失補償

法第 2 8 条第 2 項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告するものとするとともに、後志総合振興局は当該水防管理者からの報告について、国（小樽開発建設部）に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

**○年 台風○号における水防活動
(北海道倶知安消防団・○年○月○日～○日)**

○概要

倶知安町消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや町民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約○時間	○名	・土のう積み（○袋） ・避難誘導（○世帯） ・排水作業（○件）

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川右岸（○○地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに後志総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

水防活動実施報告書

自 年 月 至 年 月

(市町村名)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
						団体数	主要資材	その他資材	
県(都道府)分前 回 迄	—	—	円	円	円	—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
小 計	—	—	0	0	0	—			
累 計	—	—	0	0	0	—			
水防管理団体分前 回 迄	()					—			
月 分	()					—			
月 分	()					—			
月 分	()					—			
月 分	()					—			
小 計	0 ()	0	0	0	0	—			
累 計	0	0	0	0	0	0	円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第 1 4 章 水防訓練

法第 3 5 条の規定により、指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、町が主催する水防研修や小樽開発建設部（北海道開発局）が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 1 5 章 災害補償等

1 水防団員等の公務災害補償

法第 6 条の 2 の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

2 水防に従事した者の災害補償

法第 2 4 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第 4 5 条の規定により、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第 1 6 章 退職報償金

法第 6 条の 3 の規定により、水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができるものとする。

第17章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

法第36条第1項の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第36条第2項の規定により、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

2 水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 水防団等の連携

法第38条の規定により、水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第2に掲げる業務を行うものとする。

第 18 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域の指定

法第 14 条の規定により、道は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

町に関して、道より水位周知河川である尻別川及び俱登山川の浸水想定区域が公表されている。

2 浸水想定区域の公表

町に関して、水位周知河川である尻別川及び俱登山川の浸水想定区域が公表されている。

なお、水位周知河川である尻別川及び俱登山川の浸水想定区域には、法第 14 条に基づき、想定最大規模降雨による浸水想定区域が明示されている。

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により、倶知安町防災会議は、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、倶知安町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

※町では、法第 15 条第 1 項の規定に基づく不特定かつ多数の者が利用する地下街その他地下に設けられた施設や大規模な工場その他の施設は存在しない。

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により倶知安町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

5 洪水ハザードマップ等の配布等

法第15条第4項の規定により、浸水想定区域をその区域に含む町長は、俱知安町地域防災計画において定められた前記3(1)～(5)に掲げる事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第7条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

6 町民への周知

町は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等に記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、町民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

また、道は、洪水浸水想定区域を公表し、洪水時の避難体制の整備の支援に努めるものとする。

7 大規模氾濫減災協議会

(1) 法第15条第9項の規定により、国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会(以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ)を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 国土交通大臣

イ 北海道知事

ウ 当該河川の存する市町村の長

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

オ 当該河川の河川管理者

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区气象台長、又は地方气象台長

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

8 予想される水災の危険の周知等

法第15条第11項の規定により、町長は、当該町の区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

9 緊急通行

法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第1項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。